

インドネシア：電子情報および取引に関する法律の改正

アジアニュースレター

2024年1月24日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Andhika Indrapraja](#)

aindrapraja@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Jovico Nicolaus Honanda](#)

jhonanda@wplaws.com

2024年1月2日に可決された電子情報および取引に関する2008年法律第11号の第2次改正(以下「本改正」といいます)は、多くの規定をより明確にするとともに、この分野の進展にも対応できるものと期待されます。

本ニュースレターでは、電子システムオペレーター(インドネシア語ではPenyelenggara Sistem Elektronikと呼ばれ、以下「PSE」といいます)に重大な影響を与える条項、すなわち、利用者/顧客のための電子システムの提供、管理、または運営に関する規定について説明します。

1. PSE を利用した国際的な電子契約

本改正は、以下の要件のいずれかを充足するPSEにより作成された国際的な電子契約(電子システムを利用して作成される契約をいいます)および約款について、明確かつ平易なインドネシア語で規定し、インドネシア法を準拠法とする必要がある旨、定めています。

- 契約当事者たるPSEの利用者がインドネシアを拠点としており、かつ、インドネシア国内において締結するものであること。
- PSEがインドネシア国内に事業所を有し、またはインドネシア国内で事業活動を行っていること。
- 当該契約がインドネシア国内で実施されること。

インドネシア法を準拠法として選択する必要があるため、約款に関連するものを含め、インドネシアの消費者法などに基づき適用され得るすべての規制を遵守しなければなりません。国際的なPSEにとっては、インドネシア法を遵守した適切な対応を取るよう十分に検討することが極めて重要になります。

2. 青少年の保護

青少年の利用者の増加に伴い、本改正は、PSEに対し、(i)年齢制限情報の提供、(ii)青少年の利用者のための検証メカニズムの提供、(iii)利用者である青少年、その親または保護者に対して電子システム製品、サービスなどの誤用を報告するためのメカニズムの策定を要求することで、青少年の保護をより手厚くしています。

3. 違法なコンテンツと PSE の役割

PSE が受動的な役割を果たせば足りた本改正前とは異なり、本改正では、PSE は、不適切なコンテンツの排除を積極的に実施し、また可能な限り、違法なコンテンツ(ポルノ、ギャンブル、その他有害な可能性のあるコンテンツに関連するものなど)を含む電子プラットフォームへの利用者のアクセスを拒否することが必要になりました。

4. ピア・ツー・ピア貸出プラットフォームに関する規制

ピア・ツー・ピアの貸出プラットフォーム(以下「P2P」といいます)については、金融サービス庁(OJK)の規則と足並みをそろえた本改正による新たな規定を遵守する必要があります。例えば、すべての P2P 会社は、実際の回収が第三者のサービスを利用して行われる場合であっても、債権回収の全過程を通じて債権回収に関する規則を遵守し、脅迫、虐待(口頭か身体的かを問わず)、または他の名誉毀損行為などによることなく債権回収を行わなければなりません。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com